

我孫子市地域子育て支援拠点事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域の子育て支援機能の充実を図るため、地域子育て支援拠点事業（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第6項に規定する地域子育て支援拠点事業をいう。以下同じ）を実施する者に対し、当該事業の実施に要する経費について、予算の範囲内において交付する我孫子市地域子育て支援拠点事業補助金（以下「補助金」という。）に関し、我孫子市補助金等交付規則（平成元年規則第23号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、地域子育て支援拠点事業を適正に実施することができる市長が認める者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 社会福祉法人（社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人をいう。）
- (2) 学校法人（私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人をいう。）
- (3) その他市長が適当と認める者

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、別表に定める基準額と経費所要総額（対象経費から事業の利用料に係る収入額、寄附金その他の収入額を控除した額をいう。）を比較していずれか少ない額とする。

(交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、我孫子市地域子育て支援拠点事業補助金交付申請書（様式第1号。次条において「交付申請書」という。）に次に掲げる書類を添付して、市長に申請しなければならない。

- (1) 我孫子市地域子育て支援拠点事業実施状況報告書
- (2) 保護者に対して事業を周知する書類等（開設時間及び実施内容が記載されたものに限る。）

- (3) 事業計画書
- (4) 社会福祉法第69条第1項の規定による届出書及びその添付書類の写し（補助金の交付を受けたことがある場合を除く。）
- (5) 事業に係る収支予算書
- (6) 地域子育て支援拠点事業職員配置状況表
- (7) 開設準備経費にあつては建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項又は第6条の2第1項の確認済証、工事費見積書、工事費費目別内訳書、工事事務費費目別内訳書等の写し並びに工事に係る設計図及び平面図（建築面積が明記されたものに限る。）
- (8) その他市長が必要があると認める書類  
（変更交付の申請）

第5条 規則第6条の規定による補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、交付申請書及び添付書類の内容に変更が生じたとき（市長が認める軽微な変更を除く。）は、我孫子市地域子育て支援拠点事業補助金変更交付申請書（様式第2号）に変更内容が分かる書類を添付して、市長に申請しなければならない。

（変更交付の決定）

第6条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、新たに補助金の額を決定したときは、我孫子市地域子育て支援拠点事業補助金変更交付決定通知書（様式第3号）により、当該申請をした補助事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第7条 規則第11条第2号に規定する書類は、次のとおりとする。

- (1) 我孫子市地域子育て支援拠点事業実施状況報告書
- (2) 地域子育て支援拠点事業職員配置状況表
- (3) 賃金台帳の写しその他の地域子育て支援拠点事業の実施に要する経費に係る実績を証する書類
- (4) 地域子育て支援拠点事業に係る収支決算書
- (5) 開設準備経費にあつては、契約書の写し、請求書の写し、完了届並びに改修中及び改修後の写真

(6) その他市長が必要があると認める書類

2 補助事業者は、前項各号の書類に記載された事項の根拠となる調書（その作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合は当該電磁的記録）を作成し、これを補助対象となる事業完了後5年間保管しなければならない。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

区分			基準額	対象経費	摘要	
運 営 費	基 本 分	1週間 当たり 3日又 は4日 開設す る場合	専任の職員 を3人以上 配置する場 合	1施設当たり年額 5,563,000 円	事業の実 施に要す る経費	実施要綱4 (2)に規 定する一般 型を実施す る施設に限 り、事業実 施月数 が12月に 満たない場 合は、基準 額に事業実 施月数を乗 じて得た額 を12で除 して得た額 (1円未満 の端数があ
		1週間 開設す る場合	専任の職員 を2人配置 する場合	1施設当たり年額 4,107,000 円		
		1週間 当たり 5日開 設する 場合	専任の常勤 職員を1人 以上配置す る場合	1施設当たり年額 8,270,000 円		
		1週間 当たり 開設す る場合	専任の非常 勤職員のみ を配置する 場合	1施設当たり年額 5,035,000 円		
		1週間 当たり	専任の常勤 職員を1人	1施設当たり年額 8,834,000		

	6日又は7日開設する場合	以上配置する場合	円		るときは、これを切り捨てる。)を基準額とする。
	開設する場合	専任の非常勤職員のみを配置する場合	1施設当たり年額 5,963,000円		
加算分	地域支援(実施要綱4(2)⑥に規定する地域支援をいう。)		1施設当たり年額 1,484,000円		
		特別支援対応加算(実施要綱4(2)⑦に規定する配慮が必要な子育て家庭等への支援をいう。)	1施設当たり年額 1,039,000円		
開設準備経費			1施設当たり年額 4,000,000円	人件費、消耗品費、工事費、修繕料、施設修繕料、備品購入費、手数料、通信運搬費、駐車場使用料、原材料費その他の子育て支援拠点事業を実	補助金の交付を受ける年度(4月1日から翌年の3月31日までをいう。)に支払われた経費に限る。

		施設を開設するために実施する施設の改修に要する費用及び改修に付随する費用	
ICT化推進事業	1施設当たり年額 500,000円	利用児童等の入室の管理又はオンライン会議若しくはオンラインを活用した相談支援のために必要なICT機器の導入に要する経費、都道府県等が実施する研修をオンラ	

		<p>インで受 講するた めに必要 なシステ ム基盤の 導入に要 する経費 その他の I C T を 活用した 環境を整 備するた めに要す る経費</p>	
<p>新型コロナウイルス感染 症対策支援事業</p>	<p>1施設当たり年額 300,000円</p>	<p>新型コロ ナウイル ス感染症 の感染拡 大防止を 図るため に要する 経費</p>	<p>研修費、事 業に従事す る者（以下 「職員」と いう。）に 対する手当 その他の職 員が新型コ ロナウイル ス感染症対 策の徹底を 図りながら 事業を継続 的に実施す るために要 する経費及</p>

			びマスク、消毒液その他の衛生用品又は感染防止のための備品の購入、事業所等の消毒、感染症予防の広報・啓発等新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図るために要する経費に限る。
--	--	--	----------------------------------------------------------------------------------------

#### 備考

- 1 この表において「実施要綱」とは、地域子育て支援拠点事業の実施について(平成26年5月29日雇児発0529第18号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)別紙「地域子育て支援拠点事業実施要綱」をいう。
- 2 この表において「事業実施月数」とは、事業を実施した月数(1月未満の端数があるときは、これを1月とする。)をいう。
- 3 この表において「新型コロナウイルス感染症」とは、病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)である感染症をいう。